

帰宅困難者支援マニュアル（令和2年1月）新旧対照表

項	現行	修正後（案）
	<p>目次 第5章 発災時の各機関の役割</p> <p>第6章 発災時の対応の流れ</p> <p>第7章 発災時の対応の基本事項</p> <p>第8章 発災時の情報連絡のルール</p> <p>第9章 発災時の対応のポイント</p>	<p>目次 第1章 4 本マニュアルの目的</p> <p>目次 第5章 災害発生時の各機関の役割</p> <p>第6章 災害発生時の対応の流れ</p> <p>第7章 災害発生時の対応の基本事項</p> <p>第8章 災害発生時の情報連絡のルール</p> <p>第9章 災害発生時の対応のポイント</p>
	<p>用語の定義</p> <p>【帰宅困難者】</p> <p>帰宅困難者とは、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。</p>	<p>用語の定義</p> <p>【帰宅困難者】</p> <p>帰宅困難者とは、災害発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。</p> <p>※以下、地震、発災等の用語については、全て災害とする。</p> <p style="text-align: right;">（省略）</p>
P1	<p>2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題と対策</p> <p>6行目</p> <p>津田沼駅周辺における帰宅困難者の人数は、首都圏と比べると非常に少ないですが、やはり駅周辺に行き場を失った人が集まることで、集団転倒や火災の延焼に巻き込まれるなどの</p>	<p>2 津田沼駅周辺における帰宅困難者問題と対策</p> <p>6行目</p> <p>津田沼駅周辺における帰宅困難者の人数は、首都圏と比べると非常に少ないですが、やはり駅周辺に行き場を失った人が集まることで、多くの人が連鎖的に転倒する群衆雪崩や火災の延焼に巻き込まれるなどの</p>

P2	<p>3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント</p> <p>地震発生後に津田沼駅周辺で予想される混乱を軽減するためには、次の2つが大きなポイントとなります。</p>	<p>3 駅周辺における混乱を軽減させるポイント</p> <p>災害発生後に津田沼駅周辺で予想される混乱を軽減するためには、次の2つが大きなポイントとなります。</p> <p>4 本マニュアルの目的</p> <p>大地震、風水害等の自然災害及び武力攻撃事態、大規模事故等の人為的災害（以下「災害」という。）が発生した際、津田沼駅周辺で発生が予想される帰宅困難者への対策について、駅を中心とした周辺の関係機関や地域住民、行政機関や消防、警察で共通の課題をもって対応がとれるよう「帰宅困難者支援マニュアル」を策定しました。</p> <p>なお、本マニュアルは、「習志野市地域防災計画」及び「習志野市国民保護計画」で定める災害発生時に適用されるものです。</p>
P4	<p>事前周知文の例「むやみに移動を開始しない」</p> <p>3行目</p> <p>集団転倒などの二次被害の危険があるだけでなく、</p>	<p>事前周知文の例「むやみに移動を開始しない」</p> <p>3行目</p> <p>多くの人が連鎖的に転倒する群衆雪崩などの二次被害の危険があるだけでなく、</p> <p>※以下、集団転倒は上記のように修正</p>
P9	<p>2 運行状況・駅の情報収集（提供）する</p> <p>■市は、3駅に連絡するとともに、各駅に職員を派遣し、</p>	<p>2 運行状況・駅の情報収集（提供）する</p> <p>■市は、3駅に連絡し、場合によっては各駅に職員を派遣し、</p>

P12	<p>■災害発生時の情報連絡体系図</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>習志野市役所 (災害対策本部)</p> </div>	<p>■災害発生時の情報連絡体系図</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>習志野市役所 (災害対策本部) ※災害対策本部設置前は 危機管理課</p> </div>
P14	<p>なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、国庫負担の対象となる可能性がありますので、「備蓄物資（支援物資）等提供記録表資料10」を活用し</p>	<p>なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、国庫負担の対象となる可能性があり、また、必要に応じて習志野市が費用の支弁、若しくは使用した物品の補填を実施することから、「備蓄物資（支援物資）等提供記録表資料10」を活用し</p>
P15	<p>その上で、一時滞在施設の4つの施設と、開設の可否を協議し、決定します。</p>	<p>P17の文章と同趣旨のため削除</p>

P16	■一時滞在施設一覧■		■一時滞在施設一覧■	
	施設名称	受入れ可能な帰宅困難者	施設名称	受入れ可能な帰宅困難者
	サンロード津田沼（市庁舎分室）	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	サンロード津田沼（市庁舎分室）	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
	学校法人千葉工業大学	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	学校法人千葉工業大学	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
	公益財団法人習志野文化ホール	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）	習志野市習志野文化ホール	一般の帰宅困難者 （一時滞在施設で滞在が可能な者）
ホテルメッツ津田沼	特別な配慮が必要な帰宅困難者 （高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者）	JR東日本ホテルメッツ津田沼	特別な配慮が必要な帰宅困難者 （高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一時滞在施設での滞在において何らかの特別な配慮を要する者）	
P17	<p>5 各機関へ一時滞在施設・避難所の状況を連絡する</p> <p>習志野市は、各機関に対し、一斉FAXや一斉メール（パソコン・携帯電話）、登録制緊急メール、ホームページなど、可能な手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。</p>		<p>5 各機関へ一時滞在施設・避難所の状況を連絡する</p> <p>習志野市は、各機関に対し、一斉FAXや一斉メール（パソコン・携帯電話）、緊急情報サービス「ならしの」、ホームページなど、可能な手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。</p> <p style="text-align: right;">※用語にあっては統一</p>	